公　告

諸　事　項

破産手続廃止

平成２５年（フ）第２５７号
奈良県橿原市北妙法寺町586番地
破産者　有限会社メガ・トラスト
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
鹿児島県鹿屋市打馬１丁目8051番地49、前住所鹿児島県鹿屋市田崎町2233番地29
破産者　石﨑　美子
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第９４号
鹿児島県曽於市末吉町二之方字轟木5029番２、旧住所鹿児島県曽於市末吉町諏訪方8377番地３
破産者　竹田開発株式会社
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
愛知県瀬戸市瀬戸口町２番地
破産者　株式会社寿司処角
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０４１号
名古屋市中川区西日置２丁目13番33号
破産者　株式会社ＯＴＳＵ（旧商号株式会社大津建商）
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２７号
名古屋市天白区原１丁目703番地
破産者　株式会社プリメディア
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５号
京都府綾部市味方町舟ノ上23番地
破産者　有限会社ヒシダトランスサービス
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第５９１号
堺市北区東上野芝町２丁549番地
破産者　株式会社銀屋
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１６４号
堺市北区北長尾町６丁２番９号
破産者　株式会社富士商事
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２５７号
堺市東区北野田131番地11ＦＡＭＩＬＬむらき205号、旧本店所在地大阪府大阪狭山市東野東２丁目461番地の４
破産者　株式会社阪神商会
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
福岡県筑紫野市大字原878番地１
破産者　潮管工設備株式会社
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第６６５号
仙台市青葉区作並字岩谷堂西16番地の288
破産者　株式会社ココム
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５４７号
東京都中野区若宮１丁目46番10号
破産者　有限会社バン企画
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２３０号
東京都国分寺市富士本３丁目14番地59
破産者　有限会社エム・イー・チェリーフレンド
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２３２号
東京都府中市武蔵台３丁目25番地の１
破産者　石橋　正好
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２７９号
東京都国立市矢川３丁目２番地の７ロイヤルステージ国立Ｉ206
破産者　株式会社まっこうや
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２８１号
東京都府中市小柳町２丁目46番地の１グリーンハイム小柳102
破産者　生駒　潤子
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１号
滋賀県甲賀市水口町名坂914番地１
破産者　株式会社チャンスハウジングシステム
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５５７号
兵庫県尼崎市武庫町２丁目26番13号
破産者　株式会社読売メディア工房
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１４３号
兵庫県尼崎市北大物町７番15号
破産者　田渕食品有限会社
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６１号
広島県府中市篠根町671番地の２
破産者　有限会社府中前田運送
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係